（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第二条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十三、第五号の十四、第五号の十七、第五号の十八、第五号の二十一から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版又は第零号第二改訂版に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版又は第零号第二改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 2　（略）	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の五、第五号の六、第五号の十三から第五号の十五まで、第五号の十八から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 2　（略）
三十五の二～三十八　（略）	三十五の二～三十八　（略）
第五十号改訂版 第百四十八号	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年五月二十九日から施行する。

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和三年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（共通構造部型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則第零号に適合するものとして認定されている特定共通構造部の特別な表示については、第二条の規定による改正後の共通構造部型式指定規則第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。